

## 2 土壤汚染確認調査結果届出書 記載要領

次の(1)から(3)までの欄以外の記載方法は「1 土地履歴調査結果報告書 記載要領」を参照してください。

### (1) 土壤汚染確認調査の実施地点

敷地全体の工場の建物等の配置図に調査地点をプロットしてください。建物には、○○作業場、倉庫、事務所等使用目的も記載してください。

### (2) 土壤汚染確認調査の実施地点の選定理由

特定有害物質の使用、保管、処理状況等から、調査実施地点の選定理由を記載してください。

### (3) 土壤汚染確認調査の実施結果

地点毎、特定有害物質毎の結果を表にしてください。

### (4) 添付書類

ア 特定有害物質の取扱状況等

イ 調査地点の図面

ウ 調査地点選定理由書（汚染のおそれが最も大きいと認められる地点の選定）

エ 調査実施結果（改変予定地全体について、既に土壤汚染対策法に基づいた調査が行われている場合は、その結果を添付してください。）

### (5) その他留意事項

#### ア 調査場所等の選定

調査は、過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質について、汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で実施すること。なお、調査実施地点の選定に当たっては、次に掲げる事項を考慮して適切に行うこと。調査方法は、「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」及び「広島県土壤汚染対策指針」によること。

(ア) 過去の土壤関係特定事業場の設置状況

(イ) 調査対象物質の取扱い、排出及び保管の状況

(ウ) 調査対象物質に係る事故の状況

(エ) 自主的に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果

(オ) その他調査対象物質による汚染の可能性に係る情報

#### イ 地下水の飲用利用状況の調査

土壤溶出量基準を超えていた場合、地下水の飲用井戸等の利用状況を調査する。飲用等に利用している井戸等があれば、井戸毎に検出された物質について調査を実施する。

地下水汚染が到達する距離については、個々の事例ごとに地下水の流向、流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい。それが困難な場合には、一般的な地下水の実流速では次の一般値の長さまで地下水汚染が到達すると考えられることから、これを参考として判断する。

特定有害物質の種類	一般値
揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）	概ね 1,000 m
六価クロム	概ね 500 m
砒素，ふっ素及びほう素	概ね 250 m
シアン，カドミウム，鉛，水銀，セレン，その他農薬等（第三種特定有害物質）	概ね 80 m

**ウ 調査実施機関**

土壤汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者が調査を行うこと。

**エ 過去に実施した土壤調査の取扱い**

過去に土壤汚染確認調査と同等以上の調査を実施し，その後調査対象物質による汚染がないと認められる場合は，当該調査を土壤汚染確認調査の実施結果とすることができる。